

## 無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	令和5年5月10日時点で法務省が把握している無戸籍の学齢児童生徒のうち、これまでの本調査で就学が確認できていない者（36名）※1
【調査数】	34市区町村教育委員会等
【調査期間】	令和5年7月20日～8月25日

### 【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

#### 1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

① 当該市区町村内に居住しており当該市区町村内の公立学校に就学している※2	31
② 当該市区町村内に居住しているが他市区町村の公立学校や国私立学校へ就学している※2	1
③ 当該市区町村内に居住しているが就学していない※2	—
④ 他市区町村での居住・就学を確認している	3
⑤ 居住・就学の実態を把握できない※3	—
計	35

#### 2. 就学している児童生徒の登校の状況

① 支障なく登校している	33
② 就学しているが、欠席が目立つ	1
③ 就学しているが、不登校状態となっている	1
計	35

#### 3. 未就学期間の有無

① あり	—
② なし	35
計	35

※1 今回、対象となった36名のうち1名については学齢に達する前に死亡していたことが本調査で判明した。

※2 「1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況」の①②③については、調査の際は、市区町村ごとに調査を行ったため、調査票内に「当該市区町村内に居住している」ことは明記していなかったが、公表に当たり、他項目との差異を明確にするために、その旨を記載している。

※3 「1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況」の⑤については、調査の際は、「居住」の実態を把握しているかを問うていたが、加えて「就学」の実態も把握するため、「居住・就学」の実態を把握できない旨記載している。

## 【教育委員会等における対応】

### 4. 教育委員会と関係部局との連携による就学に向けた支援の具体例

- 戸籍担当課、福祉部局等において無戸籍の学齢児童生徒を把握した場合、すみやかに教育委員会に情報を提供して就学の状況を確認する。
- 幼稚園担当課より情報提供があり、無戸籍であることを把握し、在籍していた幼稚園と連携を取り、就学につなげた。
- 小学校就学に際し、保護者との面談を行った。面談では、戸籍がないことに伴い生じること等の確認を行った。

### 5. 教育委員会関係部局との連携によって戸籍の取得に向けた支援の具体例

- 就学事務において無戸籍児童生徒の情報を把握した場合には、保護者に対して管轄法務局等へ相談するよう案内を行うよう定めており、対象の児童についても、入学期日の通知とともに就籍の案内を送付した。
- 校長や担任が定期的に家庭訪問をし、その際に就籍を保護者に促す。
- 学齢簿システムは住民記録システムと連携していることから、入学や転入の際に住民登録がなく無戸籍が疑われる学齢児童生徒を把握した場合等は、すみやかに戸籍担当課に情報提供するとともに、就籍を促す。
- 戸籍担当課と連携し、保護者に無戸籍者支援に係る法務省のホームページの紹介や、管轄法務局から就籍に関する連絡が行くよう取り計らうなど支援を行う。

### 6. 関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールを定めている場合の具体例

- 就学事務において無戸籍児童生徒の情報を把握した場合には、戸籍担当課へ情報を共有するとともに、保護者に対して管轄法務局等へ相談するよう案内を行うこととなっている。
- 就学事務以外の事務において無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握した場合は、教育委員会へ状況報告をしてもらうこととなっている。
- 就学事務以外の事務において無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握した場合や住民票や戸籍が取得されない等の相談があったときには、作成した様式で戸籍担当課に報告及び情報共有を行うこととしている。